

2021年9月吉日
北伊勢上野信用金庫

残高1万円未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素は北伊勢上野信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、残高が1万円未満の普通預金等の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」を実施します。

また、これに伴い関連する預金規定についても下記のとおり改訂いたします。

記

1. 残高1万円未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」について

個人、個人事業主のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金（総合口座を含む）、納税準備預金、貯蓄預金の解約手続きにつきまして、運転免許証などの顔写真付本人確認書類を提示いただくことで、お届け印を不要とし、お客さまの口座解約の簡素化を図ります。

取扱開始日 2021年11月1日

2. 預金規定の改訂

普通・貯蓄・納税共通規定、総合口座取引規定について、解約等の条項を改訂します。

普通・貯蓄・納税共通規定

10. 解約等

- (1) この預金口座を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当金庫本支店に提出してください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

※総合口座取引規定についても、同様の改訂を行います。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

担 当

事務部

TEL059-354-9984